

○西之表市ふるさと応援寄附条例施行規則

平成20年10月1日規則第22号

改正

平成23年8月11日規則第19号

西之表市ふるさと応援寄附条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、西之表市ふるさと応援寄附条例（平成20年西之表市条例第27号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ)

**第2条** 寄附金の受入れは、随時又は募集により行うものとする。

2 市長は、寄附の申込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと認められる場合は、受入れを拒否し、若しくは收受した寄附金を返還することができる。

3 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金の額)

**第3条** 寄附金は、一口2,000円とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(寄附金の申込み)

**第4条** 寄附金の申込みは、西之表市ふるさと応援寄附申込書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前項の場合において、市長が特別な事情があると認めるときは、他の方法により寄附金の申込みを行うことができる。

(寄附金の管理等)

**第5条** 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、西之表市ふるさと応援寄附金台帳（別記第2号様式）を整備するものとする。

2 市長は、西之表市ふるさと応援寄附基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(その他)

**第6条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則**（平成23年 8 月11日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年 6 月30日から適用する。

**別記**

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）